平成２５年（フ）第２９号
山口県下関市大字綾羅木228番地１、住民票上の住所山口県下関市勝谷新町４丁目14番18号
債務者　藤田　恭平
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
山口県下関市川中本町１丁目11番１―103号県営住宅
債務者　青木　米子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第９号
高知県安芸市宝永町464番地３　雇用促進住宅２号501
債務者　橋本絵里菜
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
福岡県久留米市国分町975番地１、前住所福岡県久留米市国分町546番地２
債務者　山下　広子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１１７号
福岡県久留米市御井町2570番地１　エステート宗崎203号
債務者　内藤　智美（旧姓小塩）
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２１号
福岡県筑後市大字熊野56番地20
債務者　角　　好兼
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第２２号
福岡県筑後市大字熊野56番地20
債務者　角　　由美
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第１３号
大分県豊後大野市朝地町下野705番地
債務者　羽田野　剛
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２５年（フ）第１４号
大分県豊後大野市三重町芦刈481―20、住民票上の住所大分県豊後大野市清川町三玉706番地
債務者　大久保文治
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２５年（フ）第６４号
宮崎県延岡市松原町３丁目8916番地50
債務者　上村　久美（旧姓黒竹）
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第７１号
宮崎県延岡市本町２丁目３―２、住民票上の住所宮崎県延岡市北浦町古江3025番地
債務者　河野　美穂
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第７７号
宮崎県延岡市大貫町４丁目2673番地１
債務者　鬼丸　浩一
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１３号
沖縄県名護市宮里３―１―９　リアルエステイト名桜301号室、住民票上の住所沖縄県国頭郡大宜味村字塩屋351番地
債務者　宮城　教子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第５６号
広島県呉市警固屋８丁目１番３号
債務者　木本鉄工こと　木本　一夫
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第５９号
広島県呉市天応西条３丁目25番３号
債務者　伊藤　悦子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第７０号
広島県呉市三条４丁目１番13号
債務者　梅川千代美
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第７１号
広島県呉市長谷町９番７号
債務者　高橋　早苗
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
広島地方裁判所呉支部